

## 平成24年度法制問題小委員会の審議の経過等について

平成25年2月6日

### 1. はじめに

文化審議会著作権分科会法制問題小委員会では、急速なデジタル・ネットワーク社会の進展等に対応するため、著作権法制度の在り方に関する様々な課題について、政府の知的財産戦略本部から提言された検討課題なども含めつつ、検討を進めてきている。

具体的には、今期（平成24年度）の法制問題小委員会では、「間接侵害」等に係る課題について、第11期（平成23年度）の司法救済ワーキングチームにおいて取りまとめられた『「間接侵害」等に関する考え方の整理』（以下「考え方の整理」という。）を踏まえ、検討を深めた。

また、著作物のパロディとしての利用に係る課題について、パロディワーキングチームを設置し、検討を進めた。

各課題の審議の進捗状況等については、次のとおりである。

### 2. 課題ごとの状況

#### 【「間接侵害」等に係る課題について】

いわゆる「間接侵害」に係る課題については、近年の情報通信技術の発展等により、インターネット等を利用した著作物等の創作・流通が活発になったことに伴い、これまで、関係団体から差止請求が可能な範囲を法律上明確化すべきとの要請がなされていたものである。また、近年の知的財産推進計画においても、本課題について検討が求められていた。

今期の法制問題小委員会においては、「考え方の整理」を受け、関係団体から「考え方の整理」についてヒアリングを実施し、改めて立法措置の必要性等や司法救済ワーキングチームで整理された論点について検討を行った。

具体的には、第2回において司法救済ワーキングチームで整理された論点を調査・検討し、第3回及び第4回において、関係団体（別紙1）から「考え方の整理」についてヒアリングを実施した。ヒアリングを受け、第5回及び第6回において、立法措置の必要性や「考え方の整理」に示された差止請求の対象として位置付けるべき間接行為者の3類型等について検討を行い、第7回において、「間接侵害」等に係る課題についての法制問題小委員会における検討経過について議論し、取りまとめた（『「間接侵害」等に係る課題について（検討経過）」（以下「検討経過」という。）（別紙2））。

法制問題小委員会としては、「間接侵害」に係る課題について、検討経過に示したとおり、立法措置の必要性についてヒアリングを実施した関係団体のみならず、委員からも賛否両論やもう少し時間をかけて議論すべきであるとの意見が示されたことに鑑み、今後の裁判例の蓄積や社会状況の変化、それらを踏まえた関係者の立法措置の必要性に係る意見等を見極めつつ、時宜に応じ、引き続き望ましい制度設計の在り方等について検

討を行う必要があるものとする。

また、法制問題小委員会としては、いわゆるリーチサイトについて、関係団体からリーチサイト等を差止請求の対象とするようにして欲しいとの強い意見を受け検討を行ったが、リーチサイトとしてどのようなサイト等を差止請求の対象とすべきか、リーチサイトの指す対象の実態を整理した上で検討することが必要であることに加え、間接侵害に係る議論とも密接に関係することから、当該議論の進捗も踏まえつつ検討することが適当であるものとする。

### **【著作物のパロディとしての利用に係る課題について】（別紙3参照）**

著作物のパロディとしての利用に係る課題については、「文化審議会著作権分科会報告書（平成23年1月）」及び「知的財産推進計画2012」において指摘がなされていたところであり、今期の法制問題小委員会において、パロディワーキングチームを設置し、検討を行うこととなった。

具体的には、平成23年度に文化庁が委託研究を実施した「海外における著作物のパロディの取扱いに関する調査研究報告書」（平成24年3月）を参考としつつ、有識者よりヒアリングを行い、諸外国の法制度やパロディに係る議論状況等を整理するとともに、パロディの具体的事例や権利処理の実態等について関係団体等からヒアリングを行い、我が国におけるパロディの実態等の把握に努めた。

また、これらのヒアリング結果を整理、分析し、我が国におけるパロディとしての著作物の利用について議論を行った。

今後は、諸外国の法制度や、我が国におけるパロディの実態等について必要な分析や検討を行い、その結果を取りまとめる予定である。

### **3. おわりに**

今期の法制問題小委員会では、上記のように、「間接侵害」等に係る課題及び著作物のパロディとしての利用に係る課題について検討を行ったが、いずれも結論のとりまとめには至っていない。このため、本報告は最終的な報告書とせず、審議経過報告として審議の進捗状況や残された課題等について整理したものである。

「間接侵害」等に係る課題については、時宜に応じ、引き続き望ましい制度設計のための在り方等について検討を行うこととしたい。また、著作物のパロディとしての利用に係る課題についても、引き続き必要な分析や検討を行い、その結果を取りまとめることとしたい。

#### 4. 開催状況

第1回 平成24年6月7日

- (1) 法制問題小委員会主査の選任等について
- (2) 法制問題小委員会審議予定について
- (3) その他

第2回 平成24年6月29日

- (1) 「間接侵害」について
- (2) 国立国会図書館法の一部改正について
- (3) その他

第3回 平成24年8月29日

- (1) 「間接侵害」について（関係団体ヒアリング）
- (2) その他

第4回 平成24年9月4日

- (1) 「間接侵害」について（関係団体ヒアリング）
- (2) その他

第5回 平成24年11月16日

- (1) 「間接侵害」について
- (2) その他

第6回 平成24年12月13日

- (1) 「間接侵害」等について
- (2) その他

第7回 平成25年2月6日

- (1) 「間接侵害」等に係る課題について
- (2) パロディワーキングチームからの経過報告について
- (3) 平成24年度法制問題小委員会の審議の経過等について
- (4) その他

## 5. 委員名簿

	上野達弘	立教大学法学部教授
	大須賀滋	東京地方裁判所判事
主査代理	大淵哲也	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	奥邨弘司	神奈川大学経営学部准教授
	小泉直樹	慶応義塾大学大学院法務研究科教授、弁護士
	末吉亙	弁護士
	多賀谷一照	獨協大学法学部教授
	茶園成樹	大阪大学大学院高等司法研究科教授
	道垣内正人	早稲田大学大学院法務研究科教授、弁護士
主査	土肥一史	日本大学大学院知的財産研究科教授
	中山信弘	明治大学特任教授、東京大学名誉教授、弁護士
	前田陽一	立教大学大学院法務研究科教授
	松田政行	弁護士
	村上政博	一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授
	森田宏樹	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	山本隆司	弁護士
	山本隆司	東京大学大学院法学政治学研究科教授

(以上17名)